

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見

第2章 私的録音録画の現状について

意見	個人／団体名
<p>●11ページ「私的録音の現状について」の項目 この項目中の、16ページ「4-(2)デジタル録音の理由」に表示されている調査結果の妥当性には下記1点の疑問点がある。 (1)それぞれのデジタル録音の理由について、音源の入手先が不明確である。そのため、デジタル録音が権利者の経済的利益を害する一因だ、という根拠にはなりえない。 18ページ「4-(3)デジタル録音の音源」に、デジタル録音の音源の調査結果が示されている。しかし、どの音源からどの理由で、デジタル録音を行ったかについて、不明である。 例えば、16ページ「4-(2)デジタル録音の理由」の「ヘッドホンタイプのプレーヤーやカーステレオで聴くため」や「好きな音楽を抽出、編集したディスク等を自分で作って聴くため」という理由からは、デジタル録音の音源を推測することが困難である。 デジタル録音の音源ごとに、デジタル録音の理由を調査しなければ、デジタル録音が権利者の経済的利益を害する一因だ、という根拠にはなりえない。 上記の理由により、16ページ「4-(2)デジタル録音の理由」の調査結果を資料として参照することには疑問がある。</p>	個人
<p>●「11ページ～、第2章第1節私的録音録画の現状について」に対する意見： 私的録音録画補償金管理協会という補償金を徴収する立場にある者が、明らかに補償金制度拡大を目的として行った調査を、公平であるべき審議会の報告書に引用するべきではない。最終報告からは、これらの調査報告は全て削除されるべきである。 注釈の7に、言い訳のように管理協会の理事にメーカー代表や消費者代表が入っていることが書かれているが、ネットの記事(<a href="http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0710/30/news125.html">http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0710/30/news125.html</a>、<a href="http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2007/10/12/17169.html">http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2007/10/12/17169.html</a>)を見ても明らかに中間整理についてメーカー代表や消費者代表の賛同が得られておらず、この調査が偏ったものであることは明白である。 審議会で私的録音録画の現状を把握するにあたっては、少なくとも審議会の私的録音録画小委員会の委員全員が納得する形で調査項目・調査方法を設定し、現状調査をするべきである。 念のために指摘しておく、以下のような記載に恣意性があからさまに出ている。 ・12ページ、「…現行の補償金制度の対象となっていないデジタル録音機器も相当程度普及している実態が伺える。」：前に記載されている機器が補償金制度の対象であるべきかどうかということが問われているにもかかわらず、あたかも補償金制度の対象であることが前提であるかのように、対象となっていないことが強調されている。 ・19ページ、「パソコンやポータブルオーディオはもともと大容量の記録能力を持つ機器であるところから、多くの楽曲が録音されている実態が分かる。」：特に、ポータブルオーディオで行われている複製などは、ブレースhiftも多いと思われるが、録音録画がど ・21ページ、「デジタル録画に関しては、現在補償金制度の対象となっていない機器での録画行為が相当程度行われていることが分かる。」：12ページについてと同じく、あたかも前に記載されている機器が全て補償金制度の対象であるべきような強調がなされている。 ・22ページ、HDD内蔵状況：これらの機器はDVDレコーダーとして課金されている。ここでこのような図を入れることは、あたかも課金されていない部分が増えていると人を騙すために入れているとしか見えない。 ・23ページ、録画媒体需要推移：参考としてデータ用DVDを入れているが、データ用DVDを録画調査の図と一緒に入れることは妥当でない。 ・25ページ、録画の経験と頻度：単純に比較できないとしながら、録画の頻度、経験が高まっているとすることは間違っている。 ・26ページ、「興味ある番組やその一部を保存するため」(約81.9%)と、保存目的の録画も経験率が高い。なお、平成17年録画調査における録画の理由の調査結果と比較すると、特に保存目的の録画経験者の割合が高まっている。」：恣意的な調査項目の変更による異常値と思われる。</p>	個人
<p>報告書の項目への意見： 中間整理の「第2章 私的録音録画の現状について」の「第1節 私的録音の現状について」で「デジタル録音の理由」の調査結果を示されていますが、的外れだと思います。 現在はアナログ録音をするほうが困難の度合いが大きいです。 「デジタル録音の理由」はデジタル録音機器が容易に入手できるから、あるいはアナログ録音できる機器の入手が困難だからだと思います。例として、カセットテープあるいはカセットレコーダの入手の困難さを挙げれば十分だと思います。家電量販店などに行けば、カセットテープよりもSDカード、CD-ROM、ポータブルデジタルオーディオ等のほうが容易に見つけれられます。このような状況でデジタル録音の理由を問うことになんの意味があるのでしょうか？ デジタル情報に限って私的録音録画補償金を掛けるならアナログ情報を扱う機器をもっと普及させてもいいのではないのでしょうか？</p>	個人

<p>●P21.  (2) デジタル録画媒体の利用状況  「DVDレコーダーやテレビ内蔵のハードディスクドライブ」は、DVDレコーダーのHDDと、HDDレコーダーで分離して集計すべきである。  DVDレコーダーのHDD録画に対しては、そのレコーダーに補償金が掛っているが、HDDレコーダーとTV内蔵HDDでは補償金が掛っていないからである。  HDDレコーダー(DVD無し)や、HDD内蔵TV(DVD無し)は、基本的にタイムシフトしか行えない。ならば、デジタル録画における被害は存在しない。DVD搭載機にコピーすることは出来るかもしれないが、そちらでは補償金を払っている。  タイムシフトではなく、生視聴でなければ被害というならば、昼間の勤務時間・学校の時間、夕方の帰宅できない時間、深夜2時や3時と言った通常寝ている時間における放送をすべきではない。働きもせず、睡眠もしないのが理想的な視聴者か?  また、複数の放送局で有用な時間を同時刻に放送すべきではない。片方の時間しか視聴できない。当然片方のCMLが見ない。少なくとも、同ジャンルの番組を同時刻に放送すべきではない。</p> <p>●P26  (1) デジタル録画の理由  映画・ドラマ・アニメは再放送や、セルDVDとして発売される可能性があるが、ニュース・バラエティ番組・科学・教養番組は発売される見込みはない。でなければ自分で保存するしかない。  そもそもニュースの場合、著作権性もかなり低い。何故ならば、ニュースは事実を伝えるからである。</p> <p>●P29  4. デジタル録画回数の推移。  調査項目に「安いから」と言うのがない。  VHSテープ代がDVD-R・DVD-RAMに変わり、出費がどう変わったかを調査すべきである。さらに、HDDレコーダーの場合は「重ね録り」が非常に楽であることもあげられる。</p>	個人
<p>この節は、私的録音の現状についてと題されており、補償金の対象となるデジタル録音機器の現状について述べている。ただし、文中でも触れられているように、18年度の実態調査は過去調査とは内容が異なっており、単純な比較は出来ない。しかし、単純な比較は出来ないと言いつつも、一方では単純比較をしたかのごとき結論を導き出していると思われるところが散見される。  例えば、ここではあくまでも「機器保有家庭割合は増加」「記録媒体内蔵型プレーヤーの出荷数増加」など、あくまでも増加を感じさせる文言が結論と思わせる書き方になっている点に注意が必要である。</p> <p>P.14より引用</p> <p>18年録音調査によると、家庭においてデジタル録音機器を保有している調査対象者13のうち、約88.4%の人が最近1年間に於いてデジタル録音を行っている。過去調査によると平成9年度は約24.7%、平成13年度は約39.6%、平成17年度は約45.5%となっており、デジタル録音行為は年々一般化していることがわかる。</p> <p>例えば、上記の文章は、非常に誤解を招きやすい書き方がされている。  結論として「デジタル録音行為は年々一般化していることがわかる」と言わなければならないが、不正確な物言いをしている。  上記を素直に読めば、「家庭においてデジタル録音機器を保有している調査対象者のうち」、過去1年間にデジタル録音を行った人は、「18年調査では約88.4%の人」、「平成9年度は約24.7%、平成13年度は約39.6%、平成17年度は約45.5%」と読めるが、そんなことはあり得ないだろう。購入した人の3/4が機能を使用しないのでは想像できないからである。意図的に、デジタル録音行為が一般化している、とミスリーディングさせる表現であり、訂正を要求したい。  また読み方を変えれば、機器を保有しながらも本来の機能を使用していないユーザーが2割ほど存在することにも注意が必要だろう。保有と使用に関してはどの程度の相関があるのかも明確ではない。保有はしていても使用していないユーザーが相当するいることが想定されるだろう。  また、この節では、2006年に文化庁長官官房著作権課が作成した過去資料である「私的録音をめぐる実情の変化等」の内容に触れていないが、これもデジタル録音行為が拡大しているという結論を導くための恣意的な選択であるように思われる。  <a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/../../../../shingi/bunka/gijiroku/020/06051709/002.pdf">http://www.mext.go.jp/b_menu/../../../../shingi/bunka/gijiroku/020/06051709/002.pdf</a></p> <p>上記2006年調査の中の、P.13 私的録音の回数を見れば、1991年をピークに私的録音そのものが縮小し、以降横ばい状態であると述べられている。  また2006年に行われた「私的録音録画小委員会」第2回会合にて配布された際にも、</p> <p>私的録音経験者における年間平均回数は、デジタル録音であっても一様に増加傾向にあるわけではないようだ。1997年に約35回だったが、2001年には約22回に減少、2005年に約23回と推移している。一方、アナログ録音は、1991年に約39回だったのが、1997年に約22回、2001年に約17回、2005年に約14回と減少傾向を示している。</p> <p>というように、私的録音全体としては縮小傾向にあることが伝えられている。  つまり、第2章 第一節では、「私的録音の現状について」と題しているが、単に機器の販売推移や保有割合だけについて触れており、肝心の私的録音そのものの規模については明示的に触れるのを避けているように思われる。  もちろん、私的録音補償金に関する委員会であるから、対象外であるアナログ録音機器について触れないことは自然であるようにも思えるが、実態としての私的録音そのものの規模を明確にしていけないのは欠陥であると言えるだろう。なぜなら、すでにCD販売を中心とした音楽業界の業績低下はよく知られているところであるが、そこから素直に推測すれば、音楽を娯楽として享受する人口自体が減少していると考えることが自然だからである。</p>	個人

<p>このように、報告書の根幹をなすべき事実確認の時点で、すでに正確とは言い難い現状認識に立っていることから、続く報告書内容そのものの信頼性が揺らいでしまっているのである。</p> <p>そもそもが、私的録音録画小委員会において昨年度から継続して検討されてきている諸問題に対する検討をほとんど行わず、開催期間の終盤になって突然取り上げた「違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画を第30条の適用範囲からの除外する」などという、影響範囲が底知れず大きい課題を、詳細な検討もなしに結論として提出するとは、委員会としてのあり方自体に大きな問題があると言わざるを得ない。</p> <p>本来であれば、本年度の私的録音録画小委員会においては、対象機器の問題（昨年持ち越されている、HDDポータブルオーディオ機器の扱い）、またそもそも補償の対象やその正当性（これも昨年持ち越されている。報告書冒頭でも述べられているように、抜本的な検討を行うべきだった）などに関する結論に到達することが期待されていたはずである。本来の課題を棚上げしたまま安易な提案を回答とすること自体が本末転倒である。</p> <p>委員会のあり方について批判せざるを得ないのは、このコメントで取り上げたように、そもそもが前提とすべき現状確認自体に手落ちがあると思われるからである。仮にこれが手落ちではなく、恣意的な情報編集によるものであったなら、報告書が最後に述べている提言も受け入れることは出来ないだろう。</p> <p>よって、本節について恣意的な取捨選択が行われている可能性が払拭されない限り、報告書としての信頼度はないに等しいと考えられるのである。再度、より公正で詳細な現状認識を目標に、調査自体をやり直すべきであると考えます。</p>	
<p>ページ P25 2 デジタル録画の経緯と頻度、P29 4 デジタル録画の回数の推移</p> <p>意見等 家庭で録画した放送番組を視聴している実際の時間の推移についてもデータを示すべきである。また、「家庭の録画時間が年々増加している」と主張したい権利者団体のデータを引用するのではなく（アンケート調査では、設問の設定により、調査結果を恣意的に導けるのはよく知られた事実である。）貴委が中立であると主張されるならば、委員会の独自調査あるいはNHKなどの調査（たしか放送文化研究所で調査した事があった様な記憶がある）など、権利者側以外のデータを引用されるべきである。</p> <p>理由 近年のハードディスク録画機は、キーワードによる自動録画機能を持っている。この場合、録画時間は非常に増えるが、その録画された内容の多くは視聴されもせずに、記録容量が限られているので、何日か後に新たな検索された放送番組が記録されてしまう。「家庭での録画頻度が増えている。」と言うだけではなく、家庭で録画された放送番組を視聴されている時間はどうか推移しているかを考慮した記述と、視聴もせずに消えていく録画が、権利者の権利を侵害して私的補償金の対象とすべきか否か、貴小委員会での議論と判断を望むものである。私の考えるところ、家庭において録画されたテレビ番組が視聴される時間は録画時間の増加と比例などしておらず、せいぜい横ばい、おそらくは減少している。したがって、デジタル録画機の普及により家庭でのテレビ番組の録画時間が増えており、したがって権利者の権利が侵害される機会が増えているとの主張は成立しないと考えるところである。</p>	個人
<p>この章には、現状機器でのデジタル録音録画の理由に関する調査結果が記載されていますが、「利用者のニーズ」として具体的にどのような事項が求められているのか、どのような不満があるのかに関する調査・分析が不十分かまたは欠落しています。「今後の利用実態の変化」や「音楽・映像ビジネスの新たな展開」を占うためにも、録音録画物の使用者（＝お客様）の視点で、「利用者のニーズ」に関する十分な調査・分析を行うべきと考えます。</p>	個人
<p>私的録音補償金管理協会、私的録画補償金協会が実施した調査に基づいてまとめているが、両団体は私的録音録画補償金制度の指定管理団体である。両団体とも私的録音録画補償金制度を維持・拡大するスタンスであり、調査においてはそのバイアスが掛かっているおそれがある。私的録音録画補償金制度を議論するうえで、そのような当事者がおこなった調査をもとに検討を行うのは不適切と思われる。</p>	個人
<p>■音楽・映像団体のみを優遇することへの疑問</p> <p>私的録音録画補償金制度の拡大は、俗に「iPod課税」と呼ばれることがある。その理由は、最近流行りのシリコンオーディオプレーヤーが、補償金制度の対象となることへの市民の危惧があるからである。</p> <p>確かに、当初アップル社の「iPod」は音楽や映像コンテンツを記録することのみに使われていた。しかしながら、最近の製品ではゲームやインターネット、写真・PDFファイルの閲覧にも利用できるようになっており、多くの国民が持っている「iPod」内のデジタルコンテンツは、もはや音楽や映像だけではなくてきている。</p> <p>現在、「私的録音録画補償金」のような制度が存在しているのは、その制度名が指し示すように音楽・映像業界のみである。しかしながら現実には、写真や文章のコピーも容易な時代になり、「iPod」の中には、ゲーム、写真、小説さらには漫画をスキャンした画像すら入っているかもしれない。</p> <p>家庭にラジカセやVHSビデオだけが合った時代とは異なり、「iPod」にパソコン、携帯電話が当たり前のように普及した今日において、音楽・映像コンテンツのみに「補償金」制度が存在しているのは「法の下での平等」という精神に反しているのではないかと。仮に「私的録音録画補償金制度」を肯定するならば、ゲーム、写真、小説や漫画にも同様の制度を導入するべきであり、制度の対象とする機器も、携帯電話から家庭用プリンタの印刷用紙に至るまで大幅に拡大する必要があるのではなかろうか。</p> <p>とは言え、コピー用紙の一枚に至るまで補償金制度を導入し、特定の権利団体に補償金を支払うことが、この国の文化活動の発展に寄与するとは到底思えない。ゆえに、「法の下での平等」という精神にかんがみて、音楽・映像といった特定業界向けの補償金制度は即刻廃止し、音楽・映像業界はコピー防止等の適切な手段をとることで対処すべきである。その詳しいノウハウについては、ゲーム・漫画業界に範をとるとよいだろう。</p>	個人

■指定管理団体のみを優遇することへの疑問

昨今、ユーザ投稿型の動画共有サイトが注目を集めている。私も「YouTube」などのサイトを閲覧するが、ここに掲載されている笑顔の赤ちゃんの映像などは見ているだけで、心が和んでくる。また、多数掲載されているペットのかわいい映像もほほ笑ましい。また、昨今では、デジタル音声合成ソフトを使って、コンピュータに音楽を歌わせるような取り組みも多数行われるようになってきている。

これら動画共有サイトに、著作権を侵害した多数のテレビ番組が掲載されていることは確かに事実である。海外の著名なサイトの場合、開設直後に掲載された日本語の動画コンテンツは、そのほとんどが違法コピーであったと言っても過言ではない。

だがしかし、その状況にはわずか1-2年で変化が見られるようになってきた。最近では、前述のような一般ユーザが自ら作成したコンテンツが多数掲載されるようになり、ダウンロード可能な動画共有サイトから、一般ユーザが制作したコンテンツをダウンロードして、iPodで楽しむ動きも徐々に拡大している。

このことはすなわち、いわゆる「指定管理団体」に属していないコンテンツ制作者が急増し、また彼らによって制作されるコンテンツが今後急増していくことを意味している。このような動きは世界規模で起きているにも関わらず、なぜ、わが国では、特定の「指定管理団体」だけが優遇されるのだろうか。これもまた「法の下平等」に著しく反する行為であり、私的録音録画補償金が特定の「指定管理団体」以外にも支払われるべき法整備を早急に進めるべきである。

とは言え、世界中でのビデオカメラや音楽・映像編集ソフトの累計販売台数を考えると、前述の法整備を行うことは困難を極める。また、すべてのコンテンツ制作者、すなわち普通の日本国民ひとりひとりを国が管理するということは、この国の文化活動の発展に寄与するとは思えない。ゆえに、「法の下平等」という精神にかんがみて、音楽・映像の特定団体のみを保護対象とした現行の補償金制度は即刻廃止し、一般国民を含む、すべての音楽・映像制作者が、同じ条件で、自らのコンテンツを世間に公表できる世界を作るべきである。「指定管理団体」に属したコンテンツ制作者のみがこの国の文化発展に貢献しているという奢りに国家が同意するというのであれば、もはやそれは特定団体との「癒着」であるという誇りを免れないであろう。

■将来的な実効性についての疑問

「法の下平等」という精神に照らした場合、現行の「私的録音録画補償金制度」にほころびが生まれていることは前述のとおりである。かつて、音楽コンテンツ制作者がほぼ必ず「社団法人日本音楽著作権協会」のような利権団体に所属していた時代、こういった団体を經由してコンテンツ制作者にその対価を還元することは最も有用な手段だったのかもしれない。だが、ここ数年インターネットの普及やデジタルデバイスの普及により、その状況は大きく変わりつつあり、もはやその流れを止めることはできない。

また一方で、音楽・映像コンテンツを記録できる装置・媒体は当然のようにそれ以外のコンテンツも記録できるようになってきている。また、最近、動画の上にインターネット上のチャットのように文字を重ねて楽しむ「ニコニコ動画」というサービスが最近国内で誕生したが、「動画の上のライブチャット」とも呼ぶべきこのサービスなどは、その希少性から一般名称すら付いていない。一般名称のないサービスは、それゆえ法整備も難しいのかもしれないが、こんな時代に、一般名称がついているコンテンツ商品、さらにその中でも音楽・映像のみを特定して保護対象として議論していることは、それ自体がナンセンスであると言わざるを得ない。早晩、「なぜ音楽・映像業界だけが？」という不満が、各コンテンツ産業から噴き出してくるのは目に見えている。

今後5年経ち、10年経ち、いや、それよりも早く、わずか数年のうちに変革が起こるのかもしれないが、多くの国民が「社団法人日本音楽著作権協会」に属しない音楽コンテンツ制作者によって作られた音楽や、「社団法人日本民間放送連盟」や「日本放送協会」ではない映像コンテンツ制作者のインターネット番組を楽しむようになった時、それでもわれわれ国民は、これらの団体に「私的録音録画補償金」を払い続けねばならないのだろうか。そんな法整備が、いま行われるのだとしたら、それは未来の国民に対する欺瞞でしかない。

インターネットがもたらした、ラジオ放送以来の変革の時代。そんな時代に国家百年の計としてのデジタルコンテンツに関する法整備を検討される諸氏には、こういった昨今の市民による動向を熟慮の上、未来の日本国民からも後ろ指をさされないような公明正大な議論を行っていただきたい。

日本に蔓延するサイレントマジョリティゆえに、その声は文化審議会まで届かないのかもしれないが、現実には多くの国民が一円でも安いデジタルデバイスを求めて、日夜インターネットの価格比較サイトをチェックしている。そして安くで手に入れたデジタルプレーヤーにPodcastのような他のユーザが作成したコンテンツをダウンロードして聞いている。そのうちに、自分もPodcastをやってみたくなくて、浮いたお金でマイクを買ってきて、自らもPodcastを始めている。

こんなかたちで、国民ひとりひとりの手によるコンテンツ創造とその世界発信が、いま、拡大しつつあるのである。そして興味深いことに、彼らの多くは、自らの著作物そのものから直接的な対価を得ようとはしていない。自らが作ったコンテンツをインターネット上の自らのサイトに公開し、そこに、アフィリエイトバナーなどの広告を掲載し、この広告から収益を上げている。いまや、一個人で、かつて放送局や出版社のみが可能だったビジネスモデルを実現することが可能になっているのである。そんな時代に、音楽・映像業界は、どんな努力をしているのか。自ら努力もせずに、法整備によって国民から金をむしり取ろうとしているのではないのか。

こういった現実を鑑みることもなく、一部の業界団体の声に耳を傾け、彼らに言われるがままデジタルデバイスへの課金を強化すれば、それはそのまま商品の値上げとなって国民の肩にのしかかり、片や音楽・映像コンテンツ制作者は、商品の換金化についての努力を怠ることになり、片や未来のコンテンツ制作者になるはずだった一般国民は、金銭的理由からその制作意欲を失ってしまうだろう。そしてそれは数十年後の日本に、日本という国家全体のコンテンツ発信力衰退という形で、暗い影をもたらすようになることは想像に難くない。

かつて映画産業の衰退を恐れて、テレビへの映画の提供を拒否した日本の映画産業がその後どうなったか。テレビ・映画に代表される映像コンテンツ制作者は、自らの歴史を顧みて、そこから何かを学ぶべきではないのか。

■コンテンツ産業の国家保護のありかたに対する疑問

昨今、社団法人日本音楽著作権協会の音楽著作権に対する権利の濫用に、各方面から非難の声が挙がっている。曰く、曲のワンフレーズを引用しただけで法外な著作権料を請求された。曰く、音楽の生演奏の著作権料として法外な金額を請求された喫茶店が廃業に追い込まれた。だが一方で、音楽制作者たちが制作しているビデオクリップに登場する歴史的建造物や画面に映りこんだ意匠物に対して著作権料を支払ったという話や、音楽制作者たちが、違法ダウンロードによって失業した話という話は耳にすることがない。社団法人日本音楽著作権協会は、音楽に対する手厚い国家保護を後ろ盾に、ありとあらゆる権利を主張し、楽曲のパロディや引用に至るまで、手当たり次第に著作権料の請求を行っているらしいがある。だが一方で、音楽制作者並びに著作権管理団体側に、造形物や意匠物に対する著作権への配慮はあまり見られない。社団法人日本音楽著作権協会は、必要以上に音楽著作権に対する権利を主張しており、これはもはや、著作権の濫用と言うほかはない。

<p>この社団法人日本音楽著作権協会の動きに呼応するかのよう、テレビ業界も著作権についての権利主張を強めている。前述の「YouTube」において、自社の番組が掲載されていると見るや、すべて掲載停止を依頼しているようだが、一方で、ここに掲載されている番組の中には、その真偽が疑われているものや、その内容の良し悪しについて議論されているものも少なくない。2003年秋に、「東京放送」が石原慎太郎東京都知事の発言を180度歪曲して報道したねつ造事件があったが、このとき、当の都知事がこの事態を知ったのは、ネットからの通報が原因であったという。当時ネットでは、「東京放送」で放送された番組が共有され、その音声の解析がなされたうえで、「東京放送」によるねつ造が行われていることが暴露されていた。このような事例は他にも幾つも出てきているにもかかわらず、言論の自由を訴える報道機関自らが、自社批判に対する言論弾圧をおこなっているのは由々しき事態とである。前述のとおり、こういった番組削除の正当性を、各テレビ局は著作権に求めている。本来であれば適正な引用と思われるコンテンツ掲載までも、著作権を盾にネット上を掃蕩していきこうという動きは、まさにC権の用と言わざるを得ない。優奪半案念稻、焚山撻瀨E 鴉蹇璽疋汽う箸魁振弔靴討い機發病▲優奪半案坊惱櫻氣譴拭一世瘡・法△燭鴉覆軀空救サ訥阿餅榎、箸靴織騰譽喻峇離灰圈次△海△い辰燭發里蓮・醜圓涼・邯V、納茲蠶銜浮譴機掘・愀元べ悅蓮△修亮莖銜蠅斃・修垢戮④任△踏A・世・眩・如・邯A飲・圓砲茲訝・邯△陵・儂亡悅靴討癩△修譴・駝頤良疇・廚箸覆籜覆い茲A△修瞭阿④魴道襪掘ハ忙澆垢詰阿④・疋丘猶譴襦・錫鏡w)一方で、このような話になった際、音楽・映像の権利者団体は、自らのコンテンツの国家保護が文化の発展に寄与しているという主張を行いがちである。それゆえに、自らは、多少法外ともいえる権利を主張する正当性があるのだと勘違いしているものも少なくない。だが、はたしてそれは事実と言えるのだろうか。音楽・映像に対する手厚い国家保護が、この国の文化の発展に本当に寄与してきたのか。</p> <p>今月号のアメリカのテクノロジー専門誌「Wired」の特集は、「MANGACONQUERS AMERICA」背表紙には日本語で「マンガ、アメリカを征服！」と書いてある。その特集には、英語による日本漫画を模倣した記事が掲載されており、その中で、日本における漫画文化の発展と、その世界市場展開のさまが描かれている。音楽・映像コンテンツと異なり、漫画の著作権については長らく、注目を集めることがなかった。それゆえに、こともあろうにアメリカの公的機関である連邦通信委員会が、日本の人気漫画「ドラえもん」に非常によく似たキャラクターを用いたり、そのほか、日本漫画のコピー商品が世界に溢れかえっていることは周知のとおりである。だが一方で、あらゆる日本製のコンテンツ産業の中で、漫画ほど、世界に広がっているものはない。人によっては、漫画だけでなくゲームやアニメもそうであると主張する者があるだろうが、いずれにせよ、音楽・映像コンテンツではなく、漫画やゲームこそが、日本発で世界を席巻し、実際、日本国内でも巨大な産業を形成しているのである。一方の音楽・映像産業。私的録音録画補償金の「指定管理団体」として最も大きな恩恵を受けている社団法人日本音楽著作権協会が管理するコンテンツが、どれほど世界を席巻してw)?「るのあメリノビルボードチャートで何度+の楽曲とツブの座に輝ことあったのい虫蔑最淑意義は金疏値を生むことではなたの人間の共感を得ることではないのそのことを、幼体に占下った「指定管幼体」の面々はくしているとしぶえない。灰鴉騰鴉弔旅餽畔欵道・頭修糧・犬亡燭垢襪海箸鯨歡蠅垢覽い連一啼・覆あ・世・C・覆・箸癩⇒葉マ寝始寝菠箵・發痢峪慷蟻浜・賃痢廚北召毓△佑訝賃里蓮△燭世燭醒・醜、龍眩・ツ于舛个・蠅舖匹さ疋軀△修離灰鴉騰鴉弔良甬擇筐△修離灰鴉騰鴉弔砲茲背駝頤箸梁佚辰冒瓦・縮・終一靴討い機茲△砲聳・一覆あ・修譴匹海踏・C・猶慮⇒・診・儂掘△修離灰鴉騰鴉弔離喜蹈妊・爾籠鷄]・僉△氣籜砲呂修離灰鴉騰鴉弔紡个垢鶯駝嬰才摑世鯨驗欧掘・鍬櫻箸い・風諒顯夙・犬修里發里絲乏欧靴討い襪里任呂覆い・筏燭鏗譴襦9嵐呂發H貪憂▲灰鴉騰鴉弔旅餽畔欵道虜澆銜・鮓・召掘△い辰燭つ・法△修龍・呂蹇弔阿戮④覆里・△發H貪挂笋つ召校・針僕茲訝い襪里任呂覆い・海譴・猶離僉璽肇福爾蓮・茲靴重◆嶺慷蟻浜・賃痢廚涼纒砲呂覆い任呂覆・踏△・・・錫鏡w)鹿・昭・闔・w)錫鏡惹闔龔鼓誤襲?礪瑚衷B鍵旭鍵?蔞・¥%o瘡鴉舖鱸嬰將⑬⑬?函夕転送者:</p>	
<p>●13ページ、参考2の図 ヘッドホンステレオとは何か。</p>	個人